

台東区民憲章 について



台東区

台東区民憲章

あしたへ

江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠よまれたわたくしたちの
まち台東区には、磨き抜かれた匠たくみの技や気さくで人情あふれる暮らしが、
今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にしてい、伸びゆく
住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ ころゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いつくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします



目次

1	はじめに	
	(1) 区民憲章とは	1
	(2) 策定の経緯	1
	(3) 区民憲章の役割	2
	(4) 台東区民憲章の構成	3
2	台東区民憲章の特徴	
	(1) 台東区らしい個性的な憲章	4
	(2) 声に出して読みやすい憲章	5
	(3) 読む人の心を動かす憲章	6
3	副題「あしたへ」について	7
4	前文について	8
5	本文について	11
	・たからものを うけつぎ ころゆたかな まちにします	13
	・おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします	14
	・おもいやり ささえあい あたたかな まちにします	15
	・みどりを いくしみ さわやかな まちにします	16
	・いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします	17

1 はじめに

(1) 区民憲章とは

区民憲章とは、区民生活の願い・目標であり、区民が主人公となって、それを実践するものです。

(2) 策定の経緯

平成16年10月、台東区の基本構想が策定されました。これに伴い、区民に台東区の事業や計画に参画するという機運が高まってきました。

そこで、自分たちが住むまちへの思いや将来への決意である区民憲章を、区民の声として宣言することになりました。

平成17年9月に、公募区民を中心とする「台東区区民憲章策定区民会議」が設置されました。

以来、1年以上の期間をかけて議論を重ね、多くの区民の協力によるアンケートやパブリックコメントの結果等を参考にしながら、幅広い視点から検討が行われました。

台東区民憲章は、その名のとおり、区民によって作られたものです。



平成16年10月	台東区基本構想策定 ^{※1}
平成17年 9月	区民憲章策定区民会議設置
平成18年 3月	区民アンケートの実施
平成18年 5月	子どもアンケートの実施（小学5年生、中学2年生を対象）
平成18年 9月	中間報告（区長へ草案を報告）
平成18年 9月	～10月 草案に対するパブリックコメントの実施 ^{※2}
平成18年11月	最終報告（区長へ最終案を報告）
平成18年12月	台東区民憲章策定

※1 基本構想とは、20年後を展望して台東区の将来像を描き、それを実現するための区政運営の最高指針となるものです。平成30年10月に、新たな基本構想が策定されています。

※2 パブリックコメントとは、区の基本的な施策などを策定する際に、案の段階で事前に公表し、広く区民から意見や提案、要望を募集し、それらを策定に活かしていく制度です。

(3) 区民憲章の役割

区民憲章は、区民の自発的な行動を促すきっかけとなるものです。

区民憲章を声に出して読むことによって、子供から高齢者まで、自分たちが住むまちをよりよくするために、何かを始めようとする行動イメージがわいてきます。

2 台東区民憲章の特徴

また、区民憲章によって、

- ・ 区民一人一人が、台東区の理想の姿を理解できます。
- ・ 区民一人一人が、生活の指針としてとらえることができます。
- ・ 区民一人一人が、台東区に誇りと愛着をもつことができます。
- ・ 区民一人一人が、台東区をふるさととして大切に思うことができます。

(4) 台東区民憲章の構成

台東区民憲章は、“あしたへ”という副題、「江戸の昔」から始まる前文、ひらがなで表記された5か条からなる本文で構成されています。

前文では台東区の特徴（台東区らしさ）を表し、本文では区民生活の願いや目標を表しています。



(1) 台東区らしい個性的な憲章

台東区の区民憲章の策定にあたっては、特に台東区らしさを追求しました。その結果、「あしたへ」という副題を付けたこと、前文に松尾芭蕉の俳句を引用したこと、本文を全てひらがなで表記したことなどにより、個性的な憲章となりました。



(2) 声に出して読みやすい憲章

台東区民憲章の本文は和語のみによって作られています。

和語は日本が漢字を受け入れる以前から、話し言葉として用いられていた言葉であり、温かく親しみやすく、声に出して読みやすい言葉です。

本文は声に出して読むものとの主旨を明確に示し、メッセージ性を強く出すことをねらいとしました。

加えて、台東区民憲章の本文は、いずれも20～23文字の5つの条文で構成されており、各条文とも表現形式・リズムを統一しています。



(3) 読む人の心を動かす憲章

区民憲章には、区民自らの主体的な行動を促す役割があります。

そのため、区民憲章の言葉は、子供から高齢者まで、自分が住んでいるまちをよりよくしていこうという意欲が自然に呼び起こされ、心が動かされるものが望ましいと考えられます。

区民憲章の文言は抽象度が高い面もありますが、読む人によって様々な解釈が可能となり、その人なりの取り組みを促すという長所もあります。

区民憲章策定の活動においては、この読む人にとって「心が動く」「心が弾む」「心が温かくなる」言葉をひとつひとつ慎重に選びました。



3 副題「あしたへ」について

【解説】

現在台東区に関わっている人、そしてこれから台東区に関わる全ての人に対して送る未来へ向けた表現として「あしたへ」という副題を付けました。

そして、台東区民憲章が、次代を担う子供たちに輝かしい未来へのメッセージとして伝え、永遠に語り継がれてほしいという思いを込めました。



4 前文について

江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくて人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

【解説】

前文には大きく2つの役割があります。

1つは、台東区内の人々に向け、自分たちが暮らしているところが、どのようなまちなのか改めて自覚できる内容であること。

2つめは、区外の人に向けて台東区の所在を正しく知らせ、良いところをアピールすることができる内容であることです。

このため、前文には、台東区の歴史や地理、地域の特長、誇るべき点などの台東区らしさを表現することに努めました。

そこで、松尾芭蕉の俳句「花の雲 鐘は上野か 浅草か」を前文に引用しました。



この句は、今も台東区に残る情景を的確に詠んでおり、台東区の歴史・地理・文化を端的に表しています。また、俳句を引用したことで、個性的な憲章となりました。

前文は、この芭蕉の句を含む第1文と第2文で構成されています。

第1文では、江戸の時代から続く、台東区の個性的な魅力表現しました。

まず、台東区固有の歴史的・文化的な情景を、江戸時代に詠まれた芭蕉の句を引用して説明しています。



そして、「磨き抜かれた匠の技」では、鍛えられた高い技術と選ばれた材料とで作る伝統工芸を始め、下町の歴史と環境の中で発展し受け継がれてきた製造業や、商業など多様な産業に支えられた台東区の地域経済の特性を表現しています。

「人情あふれる暮らし」では、古きよき情緒あふれる暮らしぶりが今も残る、あたたかな区民性を表現しています。



続く第2文では、まず先人への尊敬の念を表現しています。

台東区の史跡・芸術・芸能などの多彩で豊かな文化資源や、様々な伝統的な行事、数多くの個性的なまち、四季折々の風情を「先人が築いてきた文化や環境」と表現しました。



最後に、副題「あしたへ」を受けて、ただ受け継ぐだけではなく、新しいものをどんどん取り入れて「伸びゆく住みよいまちを目指し」、未来への志向性を表現しています。

ちょっと一休み

松尾芭蕉の俳句「花の雲 鐘は上野か 浅草か」は、今から300年以上前に江東区の深川芭蕉庵で詠まれました。

この句を詠んだ2年後の元禄2年（1689年）に芭蕉庵から旅立ち、弟子の河合曾良とともに東北地方へ向かいました。

日光、松島、平泉を経て日本海に出て、北陸地方をずっと歩いて150日あまり、岐阜県大垣までの約2,400 Kmを歩きました。

その旅日記の俳句紀行文が、「おくのほそ道」です。

旅立ちのところで、台東区上野、谷中の地名が出てきます。

5 本文について

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします
おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします
おもいやり ささえあい あたたかな まちにします
みどりを いたくしみ さわやかな まちにします
いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします

【解説】

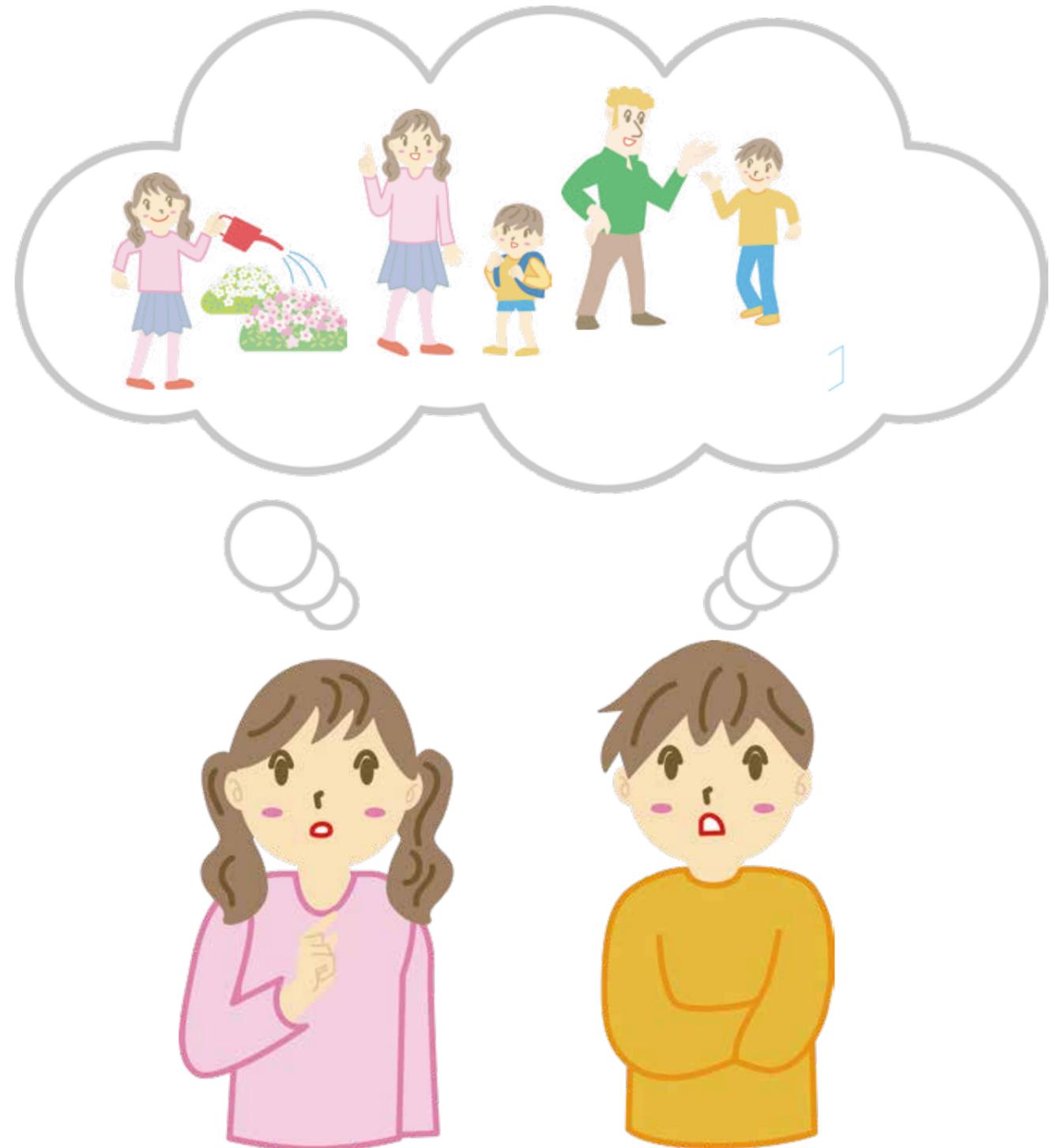
本文は、区民生活の目標や理想・願いであり、区民がそれを主体的に実践するものです。

そのため、本文はあえて抽象的な言葉で表現していますが、これは、読む人によって様々な解釈をして、その人なりの取り組みを行ってくださることをねらいとしています。

そこで、一人一人の解釈でイメージがふくらむものにするために、漢字仮名交じり文が一般的な表記ではありますが、思い切って、全てひらがな表記としました。また、子供から高齢者まで親しむことができ、台東区のやさしさをアピールできるとも考えました。

例えば、「たからもの」とひらがなで表記することで、物に限定されることのない有形無形のイメージをふくらませることができます。また、「まち」からは街・町、「あたたかな」からは暖かな・温かな、など自分なりの解釈ができます。

この憲章を読んで、各々が感じ取っていただけるイメージから、台東区をよりよいまちにしていくために何かをしていこうという様々な行動につなげていただけることを期待しています。



「たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします」

台東区は、多彩な歴史や文化資源に恵まれ、多くの人を訪れています。
先人が築いてきた文化や環境を台東区の「たからもの」ととらえ、継承していくことをうたったこの条文は、最も台東区らしいものであるといえます。



しかし、それだけに限定されるのではなく、その人なりの様々な「たからもの」を受け継いでいこうという行動や気持ちの大切さも込められています。

それぞれが大切にしている次に伝えていきたい「たからもの」があり、そのために行動できることが、心豊かなことであると考えました。

「おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします」

この条文では、より多くの人が行き交い、「にぎやかなまち」となり、経済的に繁栄することを願い、うたっています。

たくさんの方々に台東区に来ていただくためには、おもてなしの心が大切です。
台東区においてになる全ての方々をおもてなしする心の大切さを、「おもてなしのえがお」という言葉で表現しました。



おもてなしには様々な形が考えられますが、その象徴として「えがお」という言葉を使っています。

裏表のない気持ちと「えがお」でお客様をむかえ、人と接することが、未来永劫、明るくにぎやかなまちであるために必要であると考えました。

「おもいやり ささえあい あたたかな まちにします」

この条文では、人を思いやる気持ちや行動の大切さをうたっています。

台東区は、昔から温もりと人情を感じさせるまちであり、その下町の生活文化は、今も日々の暮らしに根付いています。

困ったことがあれば、ご近所同士がお互いに助け合い、子供たちの成長も地域全体で見守ってきました。

このような特性を生かして、誰もがより安心して安全に、そして自分らしくいきいきと生活できる、あたたかなまちをつくりたいという願いを表現しています。



「みどりを いたくしみ さわやかな まちにします」

この条文では、環境を大切にしていきたいという思いをうたっています。

台東区には上野公園という東京を代表する公園があり、上野の森とも呼ばれています。また、隅田川という水辺の空間をもち、これらは人々の憩いの場として親しまれています。

その一方で、温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が深刻さを増しており、緑化や省エネルギーなどによる、持続可能な社会に向けた地域からの取り組みが求められています。

こうした取り組みの第一歩として、自分たちが生活している身近な環境への配慮が大切であると考えました。

自分の家のまわりの植木やまちの緑に目を配り、うるおいのある水辺を大切にすることにより、さわやかで彩りのあるまちとなり、また、さわやかな心で日々を過ごせることを表現しています。



「いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします」

この条文では、人を健全に育てることの大切さをうたっています。また、学ぶこと、教え合うこと、夢をもつこと、そして「いきがい」を育むことの大切さをうたっています。

「いきがい」は、自らが学び育むものであり、また、他の人の教えや協力によって実現するものでもあります。

「いきがい」は老若男女、全ての人々にとって大切なものです。

そこに住む全ての人々が、常に「いきがい」をもち、育むことに互いに協力し合いながら、その目標に向かっていきいきと暮らすことで、心身ともに「健やか」でいられることを願い、表現しています。



台東区民憲章について

発行年月／令和^{れいわ}3年^{ねん}3月^{がつ} 令和^{れいわ}2年度^{ねん}登録^{どう}第^{ろく}81-3号^{ごう}

編集・発行／〒110-8615 台東区東上野4-5-6

台東区企画財政部企画課 TEL 03(5246)1012

監 修／台東区教育委員会指導課 TEL 03(5246)1453